平成２１年（フ）第６６４号
北海道富良野市春日町13番18号
債務者　藤田　忠挙
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６８号
北海道旭川市高砂台４丁目３番14号
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６９号
北海道旭川市神楽２条７丁目３番７号
債務者　佐々木政藏
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７１号
北海道旭川市４条通22丁目118番地の20　フオースパレス103号室
債務者　高橋美代子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７２号
北海道旭川市旭町２条14丁目297番地　アサヒハウス201
債務者　西山恵美子（旧姓阿久津）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７５号
北海道旭川市新富１条２丁目２番17号
債務者　加藤　麗香（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７６号
北海道旭川市錦町14丁目2904番地の39　東錦ハイツ
債務者　野宮　圭子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７７号
北海道旭川市旭町２条18丁目196番地80　グランデ旭町Ｂ―106号室　木村勝子方、住民票上の住所北海道旭川市住吉６条１丁目８番８号
債務者　羽二生善光
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７９号
北海道旭川市末広７条３丁目２番地の13
債務者　戸川　英律
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８０号
北海道旭川市２条通22丁目１番地の143　矢川下宿
債務者　藤井　弘幸
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第２４１７号
山口県阿武郡阿武町大字福田下1326番地　中村団地第３号、申立時の住所愛知県愛西市須依町郷640番地７　アメニティ須依Ｂ棟103号
破産者　野口　敏雄
1　主文　当裁判所が平成21年10月23日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県愛西市須依町郷640番地７　アメニティ須依Ｂ棟103号」とあるのを「山口県阿武郡阿武町大字福田下1326番地　中村団地第３号、申立時の住所愛知県愛西市須依町郷640番地７　アメニティ須依Ｂ棟103号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年１月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第６９号
福岡県直方市殿町16番２号、開始決定時の住所福岡県宮若市稲光193番地
破産者　岩﨑恵美子
1　決定年月日　平成22年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第４７５号
神奈川県相模原市向陽町５番７号
破産者　川島　秀夫
1　破産債権の届出期間　平成22年２月３日まで
2　一般調査期日　平成22年４月15日午後４時
平成22年１月13日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５７３０号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目４番１号
破産者　株式会社フジミ工芸
1　破産債権の届出期間　平成22年２月15日まで
2　一般調査期日　平成22年３月18日午後３時30分
平成22年１月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４１９号
大阪府高槻市南総持寺町７番16―304、住民票上の住所兵庫県西宮市甲子園九番町11番23―1126号
破産者　西村　泰治
1　破産債権の届出期間　平成22年２月15日まで
2　一般調査期日　平成22年３月15日午後４時
平成22年１月13日
大阪地方裁判所第６民事部